

## (7) 国及び政府間国際組織の宇宙物体登録条約における 実行向上に関する勧告（宇宙物体登録勧告）

採択 2007年12月17日（第62会期国際連合総会決議第62/101号）

総会は、

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）の、特に第8条及び第11条の規定を想起し、

また、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約を想起し、

更に、1961年12月20日の国連総会決議1721B(XV I)を想起し、

1986年12月3日の国連総会決議第41/66を想起し、

宇宙空間平和利用委員会第50会期及び法律小委員会第46会期の報告書の関連する部分の、特に法律小委員会の報告書の付属書となる締約国と国際機関の宇宙物体の登録に関するワーキンググループの結論に留意し、

ワーキンググループの結論或いは現行決議が、登録条約に対して何ら権威的な解釈を与え、改正を提案するものではないことに留意し、

加盟国が登録条約の当事国となることの利益のほか、登録条約に加盟し、同条約の規定を実行・遵守することにより、加盟国は、

- (a) 登録条約第3条により設置された「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録簿」（加盟国及び登録条約の定める権利及び義務の受諾を宣言して宇宙活動を行う政府間国際組織から提出された情報を記録する登録簿）の有用性を高め、
- (b) 特に登録条約6条に鑑み、宇宙物体を識別するための追加の手段及び手続の恩恵を受けることに配慮し、

締約国及び宇宙条約の定める権利及び義務の受諾を宣言し、宇宙活動を行う政府間国際組織は、同条約に従い事務総長に情報を提供し、同条約に従い適切な登録簿を設置し、同登録簿の設置を事務総長に通報することになっていることに留意し、

登録条約への全世界的加盟及び同条約の規定の受諾・実行・遵守が、

- (a) 適切な登録簿の設置を拡大し、
- (b) 適切な登録簿の保管及び「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録簿」への情報提供に関する手続と仕組みの発展に資するものであり、
- (c) 当該登録簿への宇宙物体の登録に関する国内外の共通化された手続に資するものであり、
- (d) 適切な登録簿に記載された宇宙物体に関して当該登録簿に提供・記録される情報の統一性に資するものであり、
- (e) 適切な登録簿上の宇宙物体に関する追加情報及び地球を回る軌道上から離脱した物体に関する情報の当該登録簿への受理及び記録に資することを考慮し、

登録条約発効後の宇宙活動の変化には、新技術の継続的開発、宇宙活動を行う締約国数の増加、宇宙空間の平和利用に関する国際協力の拡大と非政府団体が行う活動の増加、さらには二国以上で構成される非政府団体による協力体制の確立が含まれることにも留意し、

宇宙物体の登録の徹底を希望し、

また、登録条約の遵守の拡大を希望し、

1 登録条約の遵守に関して、以下の勧告を行う。

- (a) 登録条約の未批准国又は未加盟国は、同条約の当事国となり、同条約の当事国となるときまで、1961年12月20日に採択された総会決議1721号B(XVI)に従い情報を提供する。
- (b) 登録条約の定める権利及び義務の受諾を宣言せずに宇宙活動を行う政府間国際組織は、登録条約第7条によりこれを宣言する。

2 条約の実行の調和に関して、以下の勧告を行う。

- (a) 宇宙物体の登録に関して国連事務総長に提出すべき情報の種類の統一化を検討すべきである。この情報には、とりわけ以下を含むことができよう。
  - (i) 宇宙空間研究委員会 (COSPAR) の国際標識 (適宜)
  - (ii) 打上げ日の時間基準として協定世界時 (UTC)
  - (iii) 基本軌道パラメータの標準単位としてキロメートル、分及び度。
  - (iv) 登録条約上求められている宇宙物体の一般的機能情報以外に有用な機能情報
- (b) 国連事務総長に提供すべき、追加可能かつ適切と考えられる下記の分野に関する情報について検討すべきである。
  - (i) 静止軌道 (GSO) の位置 (適宜)

- (ii) 運用状態の変更（とりわけ機能を停止した宇宙物体について）
  - (iii) おおよその軌道減衰日又は軌道再突入日に関する情報の提供（締約国において同情報を確認できる場合）
  - (iv) 宇宙物体の廃棄軌道への遷移日及び同状況に関する情報の提供
  - (v) 宇宙物体の公式情報を掲載したウェブサイト
- (c) 宇宙活動を行う締約国と登録条約の権利及び義務の受諾を宣言した政府間国際組織は、適切な登録簿の連絡先を指定した際には、国連宇宙部に詳細な連絡先情報を提供する。
- 3 宇宙物体の登録を徹底するために、以下の勧告を行う。
- (a) 宇宙活動を行う政府間国際組織の責任体制が複雑なため、宇宙活動を行う政府間国際組織が登録条約に定める権利及び義務の受諾を宣言していない場合には、対応策を講じ、同機関の加入国間に登録に関する合意が存在しない場合には、宇宙活動を行う政府間国際組織による登録の一般的なバックアップとなる対応策を講じる必要がある。
  - (b) その領域又は施設から宇宙物体が打ち上げられた締約国は、事前に合意がない場合、当該宇宙物体を登録する国または機関を共同で決定するために、「打上げ国」としての条件を満たしていると思われる締約国又は政府間国際組織に連絡する。
  - (c) 宇宙物体の共同打上げの場合には、それぞれの宇宙物体は個別に登録され、当該締約国の権利及び義務を侵害することなく、当該締約国が管轄権と管理の権限を行使するに最もふさわしいことから、人工衛星は、宇宙条約第六条により責任を有する締約国の適当な登録簿に登録する。
  - (d) 締約国は、自国の打上業務受託者が宇宙物体の所有者及び/運用者に当該締約国に対して宇宙物体の登録について通知するよう働きかける。
- 4 軌道上の宇宙物体に対する管轄権の変更に伴い、以下を勧告する。
- (a) 登録国は、宇宙条約第 6条に定める適当な国と協力し、国連事務総長に以下のような追加情報を提供することができよう。
    - (i) 管轄権の移転日
    - (ii) 新たな所有者又は運用者の詳細情報
    - (iii) 軌道位置の変更
    - (iv) 宇宙物体の機能の変更
  - (b) 登録国がない場合、宇宙条約第 6条に定められた適当な国は、上記例示情報を国連事務総長に提出することができよう。

5 国連宇宙部に対し、以下を要請する。

(a) すべての締約国と政府間国際組織に対し、登録情報の提出を支援するため、同局に提出される情報に対応した登録用紙（ひな型）を提供する。

(b) ウェブサイト上で連絡先情報を公開する。

(c) 適当な登録簿が掲載されているインターネット上のウェブサイトへのリンクを設定する。

6 締約国と政府間国際組織に対し、宇宙物体の登録方法の進捗状況を国連宇宙部に通報するよう勧告する。